

堺市公報 第60号	平成31年 3月 1日発行
<b>堺市公報</b>	発行
	堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 平成31年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について  
【財政局税務部税務運営課】…………… 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について  
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】…………… 2
- 道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について  
【建設局土木部路政課】…………… 3

<公告>

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け  
る調達契約に係る落札者等について  
【市民人権局市民生活部市民協働課】…………… 5
- 堺市立のびやか健康館の開館時間等について  
【環境局環境事業部環境事業管理課】…………… 6
- 堺市立のびやか健康館の利用料金について  
【環境局環境事業部環境事業管理課】…………… 7

<農業委員会告示>

- 農業委員会総会の招集について  
【農業委員会事務局】…………… 9

告 示

堺市告示第60号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、平成31年度の固定資産税に関する土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を固定資産税の納税者の縦覧に供するので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年3月1日

堺市長 竹山修身

- 1 縦覧期間  
平成31年4月1日から  
平成31年5月31日まで  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 2 受付時間  
午前9時から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所  
堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1  
堺市三国ヶ丘庁舎内 市税事務所3階  
固定資産税課  
  
堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市役所本館8階  
税務サービス課（堺区市税の窓口）

堺市告示第61号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

平成31年3月1日

堺市長 竹山修身

指定障害児通所支援事業者（指定日 平成31年3月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
-------	--------------------	-------	--------	---------	-------

社会医療法人ペガサス	堺市西区浜寺船尾町東4丁244番地	保育所等訪問支援	ペガサス療養通所介護	堺市西区鳳北町十丁10番	2756320103
------------	-------------------	----------	------------	--------------	------------

堺市告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月1日

堺市長 竹山修身

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
東浅香山14号線	北区東浅香山町2丁97番52地先	旧	3.90 3.95	7.29	(t0016)
		新	4.23 4.35	7.29	

公 告

堺市公告第128号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月1日

堺市長 竹 山 修 身

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
堺市公共防犯カメラ（中学校カメラ）機器賃貸借（リース）一式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
市民人権局市民生活部市民協働課
- 3 落札者を決定した日  
平成31年1月16日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 法人事業本部 関西法人支店  
支店長 濱 一郎  
大阪府大阪市淀川区宮原3丁目3-31
- 5 落札金額  
¥377,568-（月額当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成30年12月4日

堺市公告第129号

堺市立のびやか健康館条例（平成30年条例第53号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立のびやか健康館の開館時間等を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月1日

堺市長 竹山修身

1 開館時間

曜日等	時間
平日	8時30分から23時15分まで
土曜日	7時30分から23時15分まで
日曜日	7時30分から21時15分まで
祝日（月曜日～金曜日）	8時30分から21時15分まで
祝日（土曜日・日曜日）	7時30分から21時15分まで

2 休館日

- (1) 水曜日（ただし、祝日のときは開館する。その際の開館時間は、祝日（月曜日～金曜日）に準ずる。）
- (2) 年末年始（12月31日、1月1日及び1月2日）
- (3) その他特別休館日（施設点検などの実施日）

3 利用時間

利用施設	曜日等	利用時間
フィットネスルーム、浴場及びプール	平日	10時から23時まで
	土曜日	10時から21時まで
	日曜日	10時から19時まで
	祝日	10時から19時まで
屋内フリーコート	平日	10時30分から23時まで
	土曜日	10時30分から23時まで
	日曜日	10時30分から21時まで

	祝日	10時30分から21時まで
グラウンド	全日	10時から19時まで
バーベキュー施設	全日	11時から17時まで
研修室	平日	10時30分から23時まで
	土曜日	10時30分から21時まで
	日曜日	10時30分から19時まで
	祝日	10時30分から19時まで

※1 指定管理者がプール教室を主催する場合（土曜日又は日曜日に限る。）、当該教室の参加者は、8時からプールを利用できるものとする。

※2 指定管理者がテニス教室を主催する場合、当該教室の参加者は、9時（土曜日及び日曜日にあつては8時15分）から、屋内フリーコート（テニスコート）を利用できるものとする。

堺市公告第130号

堺市立のびやか健康館条例（平成30年条例第53号）第23条第2項の規定に基づき、堺市立のびやか健康館の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月1日

堺市長 竹山修身

1 専用利用料（一時利用）

区分		単位		金額
屋内フリーコート	テニスコート	平日	1面1時間	4,110円
			2面1時間	6,670円
			3面1時間	9,230円
			1面につき・2時間以後（30分毎）	1,280円
		土日祝	1面1時間	5,140円
			2面1時間	7,700円
			3面1時間	10,260円
			1面につき・2時間以後（30分毎）	1,280円

	フットサルコート	全日	1面1時間	11,930円
			2面1時間	17,890円
			1面につき・2時間以後（1時間毎）	5,960円
グラウンド	全面	10時～17時	1時間	1,530円
		17時～19時	1時間	2,130円
	テニスコート利用（1／3面）	10時～17時	1時間	510円
		17時～19時	1時間	710円
研修室		1部屋	1時間	1,000円
バーベキュー施設		1炉	1時間	510円

2 共用使用料（一時利用）

区分		金額
浴場	大人（中学生以上）	610円
	大人（高齢者・障害者）	510円
	小人（小学生以下）	300円
	小人（障害者）	200円
浴場及びプール	大人（中学生以上）	1,230円
	大人（高齢者・障害者）	1,020円
	小人（小学生以下）	610円
	小人（障害者）	510円
フィットネスルーム、浴場及びプール	大人（16歳以上）	2,260円
	大人（高齢者・障害者）	1,850円

※1 「障害者」とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

※2 「高齢者」とは、70歳以上の者をいう。

※3 身体障害者手帳（旅客運賃減額欄に第一種の記載があるもの）、療育手帳（旅客運賃減額欄に第一種の記載があるもの）又は精神障害者保健福祉手帳（障害等級欄に第一級の記載があるもの）の交付を受けている者で介護が必要である場合は、その介護者（1名のみ）の利用料金は、障害者の利用料金と同額とする。

3 共用使用料（月会費）

区分		金額
フィットネスルーム、浴場及びプール	フルタイム	8,640円
	デイトime	6,480円



	ナイトタイム	6,480円
	ホリデイ	6,480円
	スーパーナイト	4,620円
浴場及びプール		6,170円

- ※1 「デイタイム」の利用時間は平日10時から18時まで
- ※2 「ナイトタイム」の利用時間は平日19時から23時まで
- ※3 「ホリデイ」の利用時間は土曜日の10時から21時まで並びに日曜日及び祝日の10時から19時まで
- ※4 「スーパーナイト」の利用時間は平日20時から23時まで

4 駐車場

区分		単位	金額
駐車場	1台・1時間	最初の1時間	400円
		以後1時間毎	100円

- ※1 健康館を有料利用した場合は、最初の3時間無料。以後1時間毎に100円。
- ※2 障害者は、健康館を利用する日の駐車場の利用料金は無料とする。

**農業委員会告示**

堺市農業委員会告示第3号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成31年3月1日

堺市農業委員会  
会長 田 中 宏

[日時]

平成31年3月7日（木）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他